

# 「まゆまる」のデザインマニュアル (イラスト・写真使用の手引き書)



平成25年5月24日改定

京都府

## 目次

第1章 デザイン使用申請手続きについて  
\* 使用申請の方法、留意事項など

第2章 まゆまるデザイン集  
\* デザインの使用にあたっての注意事項など

# デザイン使用申請手続きについて

「まゆまる」のイラストや写真を利用される際には、デザイン集にあるイラスト・写真を使用し、事前の申請による許可を得ることが必要です。



申請に必要な書類について（下記の書類を必ず提出してください。）

①申請書

※申請者名、使用区分等を記入してください

②使用する商品や写真、原稿等の見本

※使用の様子がわかるもので構いません。

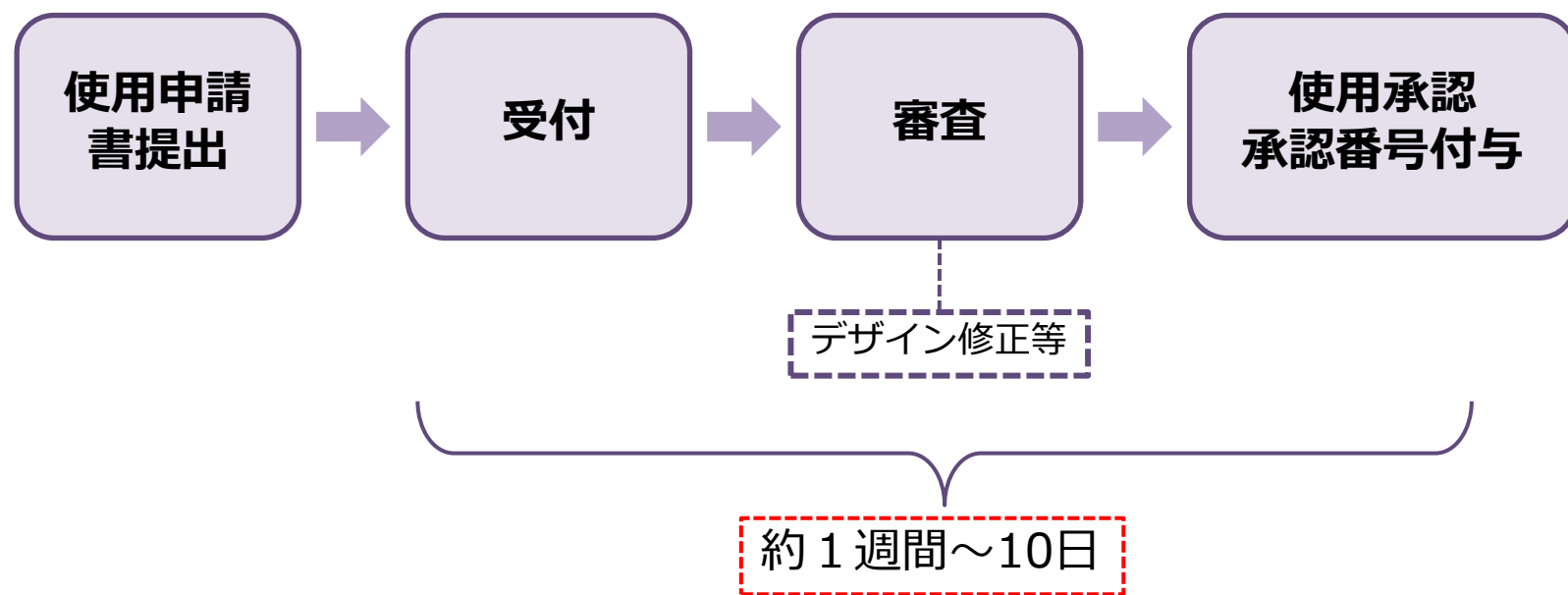
③企業・団体等の概要書

（パンフレットなどでも構いません）

※個人の場合は、プロフィールや活動内容等がわかる資料を添付してください。

④その他、府が必要と認める資料

受付完了後、審査から使用承認まで約 1 週間～10日程度かかります。



※修正などが必要な場合は上記の期間以上かかることがありますので、申請書の提出はお早めに。

使用承認を受けたまゆまろのイラスト等には、京都府の「著作権表示」を必ず付けてください。



・著作権表示

©京都府 まゆまろ 承認番号

※ 承認番号は使用承認時にお伝えさせていただきます。

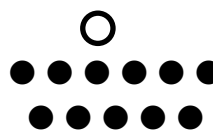
著作権表示はイラスト・写真に近接して下記のように記載してください。



©京都府 まゆまる 承認番号

表示内容や記載場所の変更を希望する場合は、申請書にその内容を記入してください。

※例 タグに記載する場合  
(立体物等)



©京都府 まゆまる 承認番号

## 申請書に添付する「まゆまろのデザインの使用イメージが分かる資料」について

商品（見本）の現物か、その写真やイラスト、仕様書など、まゆまろをどのように利用するかが具体的にわかるものを、申請書と併せて提出してください。これには、**著作権表示「©京都府 まゆまろ 承認番号」**の表記を入れてください。

完成品は、現物を郵送または持参してください。

商品などの場合は、完成品を提出してください。  
ホームページや広告の場合は、印刷したもの等を提出してください。

使用期間満了後の在庫も販売可能です。

承認した使用期間の満了後において商品等の在庫が残っている場合、当初の承認内容を変更しない限り、改めて使用申請は必要ありません。

**※使用承認後、デザインや色、形状などを変更する際には、別途、変更申請が必要になります。**

※商品の種類自体が違う場合は、新しい申請書を提出してください。  
例) キーホルダーをやめて、ぬいぐるみにする等



次の場合は、使用の承認は行えません。

- ①(京都府(以下「府」という。))の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。
- ②まゆまろのデザインを「京都府広報監まゆまろデザイン使用取扱規定」第5条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。
- ③府の事業又は府が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- ④法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ⑤特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているとき、又はその誤解を与えるおそれのあるとき。
- ⑥消費者や利用者の利益を害すると認められるとき。
- ⑦立体化して使用するとき。ただし、あらかじめ府と協議し、許諾を得たものは除く。
- ⑧その他府が不適切であると判断したとき。

利用にあたっては、下記の事項に留意してください。

- ①承認された内容にのみ使用し、府が指示する使用条件に従うこと。
- ②まゆまろのデザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ③承認された色、形状等を正しく使用すること。
- ④まゆまろのイメージを損なう使用をしないこと。
- ⑤原則、まゆまろのデザインに近接して著作権表示を付すこと。
- ⑥承認された期間を遵守すること。また、年度を越えた承認期間の更新については、以下のとおり取り扱うものとする。
  - ・グッズ、冊子等の有形の製造物・・・承認期間中に製造したものは、承認期間満了後も販売・配付できる。満了後、製造を行う際に再度申請を行うものとする。
  - ・WEB関係・掲示物等・・・承認期間満了後も掲出を続ける場合は、満了前に次年度の申請を行うものとする。

## 責任の制限

- ① 規定により、まゆまろのデザインの使用承認を取消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、府はその責めを負いません。
- ② まゆまろのデザインの使用承認を受けた者がまゆまろのデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、府は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負いません。
- ③ 使用承認は、京都府が著作権を有するまゆまろのイラスト、写真を使用することを許可するものであり、使用承認を受けた者に権利が発生するものではありません。